

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 46 年 5 月 8 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53 年 3 月 29 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行つたと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 5 月から同年 9 月までは 2 万 6,000 円、46 年 10 月から 47 年 7 月までは 2 万 8,000 円、47 年 8 月から 49 年 6 月までは 3 万 6,000 円、49 年 7 月から同年 9 月までは 4 万 8,000 円、49 年 10 月から 50 年 9 月までは 5 万 2,000 円、50 年 10 月から 51 年 7 月までは 6 万円、51 年 8 月から 52 年 7 月までは 6 万 8,000 円及び 52 年 8 月から 53 年 2 月までは 7 万 6,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 53 年 3 月まで
昭和 46 年 5 月から 53 年 3 月まで、A 社で B 担当として勤務したが、国(厚生労働省)の記録では厚生年金保険に未加入となっているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録、事業主の供述等から認められる。

また、C 年金事務所が保管する A 社に係る健康保険記号番号順索引簿の整理番号*が欠落し、健康保険厚生年金保険被保険者原票も同番号が欠番となっているところ、i) 整理番号*の資格取得日は昭和 46 年 3 月 10 日、同番号*の資格取得日は 46 年 8 月 1 日であり、申立人は 46 年 5 月に入社したとしている(雇用保険加入日も昭和 46 年 5 月 8 日)こと、ii) 同索引簿の資格取得順と申立人が挙げた同僚 4 人の入社順は一致していること、iii) 当該同僚のうち女性 3 人(申立人と同じ B 担当)はいずれも厚生年金保険の資格を取得していることなどから、欠落した整理番号*は申立人に係る記録であったものと認められ、同事務所も同様の見解を示している。

さらに、健康保険記号番号順索引簿とオンライン記録を比較・検証したところ、氏名の不一致が 9 件、生年月日の不一致が 4 件みられる。

加えて、上記同僚のうち雇用保険加入記録が確認できた 2 人は、いずれも

雇用保険加入期間と厚生年金保険加入期間が一致しており、昭和 46 年 5 月 8 日から 53 年 3 月 28 日までの雇用保険加入記録が確認できる申立人についても当該期間は厚生年金保険に加入していたものと推測できる。

その上、A社の申立期間当時から現在まで社会保険事務を担当している事業主の妻は、「申立期間当時、社員は正社員のみであり、全員を入社時から厚生年金保険に加入させていた。申立人だけ厚生年金保険の加入手続を行っていないとは到底考え難い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、健康保険記号番号順索引簿において欠落がみられた整理番号*は申立人のものであったところ、社会保険庁（当時）における事務処理の過程において、何らかの事情により紛失したと考えるのが相当で、事業主は、申立人が昭和 46 年 5 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、53 年 3 月 29 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当時の同僚のA社におけるオンライン記録から、昭和 46 年 5 月から同年 9 月までは 2 万 6,000 円、46 年 10 月から 47 年 7 月までは 2 万 8,000 円、47 年 8 月から 49 年 6 月までは 3 万 6,000 円、49 年 7 月から同年 9 月までは 4 万 8,000 円、49 年 10 月から 50 年 9 月までは 5 万 2,000 円、50 年 10 月から 51 年 7 月までは 6 万円、51 年 8 月から 52 年 7 月までは 6 万 8,000 円及び 52 年 8 月から 53 年 2 月までは 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録に係る資格取得日を昭和39年10月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月8日から40年5月1日まで

昭和39年10月から52年4月4日まで、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。これらを証明する給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び申立人が保管する給与明細書により、申立人は、昭和39年10月8日から52年4月4日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の支給額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月ごろから 50 年 4 月ごろまで
昭和 49 年 5 月ごろから 50 年 4 月ごろまで、A 事業所で B 担当として勤務していたのに、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 事業所（現在は、C 事業所）に勤務していたことは、当時の所長及び同僚の供述から認められる。

しかし、同事業所は、昭和 48 年 12 月 1 日から現在まで厚生年金保険の適用事業所となっているところ、オンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる同僚 5 人に照会したが、いずれの者からも申立人の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除状況について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、当該同僚が名前を挙げた男性の B 担当 2 人及び申立人が名前を挙げた男性の B 担当 1 人のいずれも、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると同事業所において厚生年金保険被保険者となっていることは確認できない。

さらに、当時の所長は、「今回の申立てに際して、資料を確認したところ、申立人の厚生年金保険料については給与から控除していない記録となっていた。厚生年金保険に加入させなかった理由としては、当時、申立人は独身で、県外の出身者でもあり、長期間の勤務が見込めなかったことが推測される。」と供述している。

加えて、A 事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められない。

このほか、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。